

少年審判手続及び科刑の適正化を目指して

— 少年法の一部を改正する法律 —

法務委員会調査室 近澤 将生

1. はじめに

少年法は、大正 11 年制定の旧少年法を昭和 23 年に全面改正したもので、昭和 24 年に施行された。同法の目的については、第 1 条において、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と定められている。

少年法は平成 12 年、19 年及び 20 年に改正が行われたところであるが¹、第 186 回国会において、26 年 4 月 11 日、「少年法の一部を改正する法律」が成立した（4 月 18 日公布、法律第 23 号）。改正法は、少年審判手続のより一層の適正化を図るため、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大するほか、少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ等の措置を講じようとするものである。

以下、改正法の成立に至る経緯、概要及び国会における主な議論を紹介する。

2. 成立に至る経緯

(1) 少年非行の動向

少年による刑法犯の検挙人員（触法少年²の補導人員を含む。）の推移には、昭和 26 年の 16 万 6,433 人をピークとする第一の波、39 年の 23 万 8,830 人をピークとする第二の波、58 年の 31 万 7,438 人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。59 年以降は、平成 7 年まで減少傾向にあり、その後、若干の増減を経て、16 年から毎年減少を続けており、24 年には 10 万 1,098 人（前年比 12.9%減）となり、昭和 21 年以降最も少なかった。一方で、一般刑法犯³により検挙された少年のうち再非行少年の人員は平成 16 年から毎年減少し、24 年は 2 万 2,179 人であるものの、再非行少年率は平成 9 年を

¹ 平成 12 年改正は石坂文「少年法改正論議」『立法と調査』第 222 号（2001.3）、19 年改正は岩崎正彦「少年事件の調査、処遇の見直しと国選付添人制度の導入—少年法等の一部を改正する法律案—」『立法と調査』第 255 号（2006.5）、20 年改正は長嶺陽一「犯罪被害者等による少年審判の傍聴—少年法の一部を改正する法律案—」『立法と調査』第 281 号（2008.5）をそれぞれ参照。

² 刑法は、14 歳未満の者を刑事責任年齢に達しない者と規定している（刑法第 41 条）。触法少年とは、14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう（少年法第 3 条第 1 項第 2 号）。

³ 一般刑法犯とは、刑法犯全体から自動車運転過失致死傷等（自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷及び重過失致死傷のうち、道路上の交通事故に係るもの）を除いたものをいう。

底として翌年から毎年上昇を続け、24年は33.9%となっている⁴。

(2) 本法律案提出に至る経緯

被害者等による少年審判傍聴制度の導入等を内容とする少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）附則第3項において、「法律の施行後3年を経過した場合において、（略）この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされていたことから、法務省は、平成20年改正法についての見直しの要否、その他少年法について見直しを要する事項について幅広く意見交換を行うために、刑事法研究者、犯罪被害者団体関係者、弁護士等を構成員とする「平成20年改正少年法等に関する意見交換会」を立ち上げ、平成24年3月から7月まで6回にわたって意見交換が行われた。

また、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議において取りまとめられた「再犯防止に向けた総合対策」においても、再犯防止のために「少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援」を行うことが求められていた。

このような状況等を踏まえ、法務省において検討が進められた結果、少年審判手続における一層の事実認定の適正化等、少年審判手続のより一層の適正化・充実化を図るため、国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大を行うとともに、少年の刑事裁判における科刑の適正化を図るため、少年に対する刑事処分に関する規定の見直しを行う必要があるとして、平成24年9月、少年法改正について、法制審議会に対して法務大臣から諮問が行われた。

これを受けて法制審議会少年法部会が設けられ、平成24年10月から25年1月までの間、合計4回にわたって調査・審議が行われ、25年2月8日に開催された法制審議会第168回会議では、部会における審議の経過及び結果の報告がなされた上、部会で了承された内容に基づく要綱（骨子）が採択され、同日法務大臣に答申がなされた。

政府は、法制審議会の答申を踏まえ、第186回国会において、平成26年2月7日、「少年法の一部を改正する法律案（閣法第14号）」を衆議院に提出した。

(3) 審議経過

本法律案は、平成26年3月28日に衆議院法務委員会において可決（多数）⁵、4月1日に衆議院本会議において可決（多数）の後、参議院に送付され、4月10日の参議院法務委員会において可決（多数）、翌11日に参議院本会議において可決（多数）された。

⁴ 再非行少年とは、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。また、再非行少年率とは、少年の一般刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

⁵ 民主党・無所属クラブは、3月25日の衆議院法務委員会において、政府原案から少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しに係る改正規定を削除することを内容とする修正案を提出し、同日、修正案の提案理由説明の聴取を行い、政府原案と一括して質疑が行われたが、28日の同委員会において採決の結果、修正案は賛成少数で否決された。

3. 法律の概要

(1) 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大

家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件を「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」及び「死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」(国選付添人制度については、触法少年を含む。)から「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」(国選付添人制度については、触法少年を含む。)に拡大する。

(2) 少年の刑事裁判に関する規定の見直し

ア 無期刑のいわゆる緩和刑として言い渡される有期刑⁶ についての見直し

犯時 18 歳未満の少年に対して無期刑でもって処断すべきときに言い渡すことができる有期刑の上限を「15 年」から「20 年」に引き上げるとともに、その場合の仮釈放をすることができるまでの期間を「3 年」から「その刑期の3分の1」に改める。

イ 少年に対する不定期刑⁷ の見直し

(ア) 不定期刑の対象事件を「長期3年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」から「有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」に改める。

(イ) 不定期刑の短期につき、「長期の2分の1(長期が10年を下回るときは、長期から5年を減じた期間)を下回らない範囲」という制限を設ける。

(ウ) 不定期刑の長期と短期の上限を、「10年と5年」から「15年と10年」に引き上げる。

(エ) 不定期刑の短期について、「少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは」、処断刑⁸ の短期の2分の1及び(イ)の制限を下回らない範囲内で定めることができることとする。

(3) 施行日

公布日から20日を経過した日((1)については、公布日から2月を経過した日)

※平成26年4月18日公布、同年5月8日((1)については、6月18日)施行

⁶ 成人に対する刑罰においても現在では教育(改善更生)・社会復帰が目指されている(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第30条)ところ、可塑性に富み、教育可能性のより高い少年に対しては、より教育的な処遇が必要・有効であること、人格の未熟さから責任も成人よりも低いと考えられること、年少者に対する社会の寛容が期待できること、その情操保護の必要性も高いことなどの観点から、少年に対する刑の緩和は少年法制に共通する傾向である。少年法第51条第2項では、罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、無期刑をもって処断すべきときであっても、有期刑を科することができることとされている。

⁷ 少年は人格が発達途上で可塑性に富み教育による改善更生がより多く期待されるとして、少年法では、教育的な配慮から、仮釈放を成人に比べて緩和する(第58条)とともに、第52条において不定期刑について規定し、少年に対する自由刑(実刑)の刑期に幅を認め、処遇に弾力性を持たせている。

⁸ 処断刑とは、特定の被告人に対し特定の事件について刑の言渡しをする場合に、その量刑の基準となる刑の範囲のことであり、法定刑に法律上及び裁判上の加重、減軽を加えたものである(法令用語研究会『法律用語辞典[第4版]』(有斐閣 平成24年)621頁参照)。

4. 国会における主な議論

(1) 国選付添人制度関係

ア 国選付添人制度の対象事件の範囲を限定している理由

国選付添人制度に関しては、日本弁護士連合会が制度の拡大に向けた取組を行ってきたところであるが⁹、改正案が対象事件の範囲を限定している理由が問われた。

これに対し、「現行の国選付添人制度の対象となっていない事件、特に長期3年を超える懲役、禁錮に当たる罪の事件の中には、例えば詐欺、恐喝など、社会的に見て重大な犯罪であり、しかも共犯者が多数存在する複雑な事案や、業務上過失致死傷のように結果が重大で一方で過失の認定が難しい事案などが含まれていることから、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図ることによって、より適切な処遇が選択されるようにすることが必要である。そのためには、証拠の収集や少年審判の場における証人尋問等を通じて適正な事実認定を行う、あるいは社会復帰後の少年の環境調整等による少年の更生、再犯防止のために積極的な活動をさせるために、国費によって弁護士である付添人を少年審判に関与させることが適当な場合があると考えられる。一方で、相応の予算措置を伴うため、国選付添人制度の範囲については慎重に吟味する必要があるところ、より適切な事実認定や少年の更生、再犯防止の必要性に鑑みて、国民の理解と納得を得られるであろうと考えられる対象事件の範囲として、今回、死刑、無期又は長期3年を超える懲役、禁錮に当たる罪の事件まで拡大することとした」旨の答弁があった¹⁰。

イ 虞犯少年^{ぐはん}¹¹を国選付添人制度の対象とする必要性

虞犯少年は要保護性が高いとして、国選付添人制度の対象とすることを指すべきではないかが問われた。

これに対し、「虞犯事件は、犯罪に結び付くような問題行動があつて要保護性は高いが、犯罪には至らないような少年に係る事件だと思う。それ自体は、罪を犯した少年と比較すると、社会的に見て重要な事件とまでは言えず、虞犯少年は家庭裁判所係属前の捜査手続において身柄を拘束されることもない。一方で、相応の予算措置を伴う国選付添人制度の範囲については、かなり慎重に吟味しなければならないと考えている。家庭裁判所送致後に観護措置を採られた少年の虞犯事件についてまでその範囲を拡大すべき必要性はいまだ明らかではないと考えている」旨の答弁があった¹²。

ウ 少年又は保護者の請求による国選付添人の選任を認めない理由

通常の刑事事件であれば請求によって国選弁護人が付くところ、少年側からの請求に

⁹ 日本弁護士連合会は、平成21年12月に『全面的国選付添人制度に関する当面の立法提言』を発表し、①現行の付添人制度の対象事件を観護措置により身体拘束された少年の事件全件までに拡大すること、②裁判所の裁量のみならず、少年又は保護者の請求による選任も認める制度にすることを提言している。

¹⁰ 第186回国会参議院法務委員会会議録第9号3頁(平26.4.10)林法務省刑事局長答弁

¹¹ 虞犯少年とは、一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞^{おそれ}のある少年をいう(少年法第3条第1項第3号参照)。

¹² 第186回国会参議院法務委員会会議録第9号19頁(平26.4.10)谷垣法務大臣答弁

よって国選付添人を付けるという制度を採用しなかった理由が問われた。

これに対し、「請求によって国選の付添人を付ける制度についての議論は、実際に法制審議会少年法部会等においてもあったが、職権主義的な審問構造を採用した少年法のもとでは、家庭裁判所が後見的に国選付添人選任の必要性を判断すべきであるという意見や、観護措置を採られた少年の全ての事件について請求があれば国選付添人を付する制度が国民の信頼を得られるのか疑問であるといった慎重あるいは反対意見が出された。実際上も、国費により弁護士である付添人を付する必要性に乏しい事件もあると考えられ、どのような事件においてどのような活動のために弁護士である付添人を付する必要があるかについては、対象とされている事件の対象範囲の枠内において家庭裁判所の適切な裁量、判断に委ねるのが相当であるとの考えに至った」旨の答弁があった¹³。

エ 保護者の資力要件を設けないことの妥当性

国選付添人の選任に当たり、保護者の資力要件が設けられていないため、資産が十分にある場合にも国選付添人が選任されるとして、その妥当性が問われた。

これに対し、「裁判所がこの事件では付添人を付けることが必要であると判断した場合に、資力要件を付けて、当事者ないしその保護者が私選付添人を付けないとなると、結局、弁護士の付添人なしに少年審判を行わなければならない。そうすると、今回拡大した目的と相反する、そごが出てしまうが、やたらに付添人、付添人となれば、国費の無駄遣いではないかという批判も出てくる。そこで、家庭裁判所においては、本人ないし保護者の資力の有無も一つの判断理由にすることもできる。もう一つは、法律に、国選付添人が付された場合でも、少年又は扶養義務者が資力を有していれば、家庭裁判所は事後的に費用を徴収することができるという規定もあるので、このあたりの規定を適切に使うことも大事かなと思っている」旨の答弁があった¹⁴。

オ 国選付添人の質の確保

国選付添人制度の対象事件の範囲拡大によって付添人の選任件数の大幅な増加が見込まれるところ¹⁵、付添人の質が低下するおそれがあるのではないかとして、付添人の質の確保をいかにして図るかが問われた。

これに対し、「弁護士である付添人は、少年の正当な利益を守って、少年審判が適正な審判を行い、適正な処遇決定のために尽力してもらわなければならない。その中で、少年が更生をしていく手だても講じていくことが期待されているので、当然少年事件の

¹³ 第186回国会衆議院法務委員会議録第6号21頁(平26.3.25)林法務省刑事局長答弁

¹⁴ 第186回国会衆議院法務委員会議録第6号43頁(平26.3.25)谷垣法務大臣答弁

¹⁵ 国選付添人が選任される事件数の増加見込みについては、「個別具体の事件において裁判所の判断いかんによるので当然確たる数字を答えることは困難であるが、例えば平成24年における現行法における国選付添人制度の対象事件は約600件であるところ、同じその平成24年において拡大後の対象事件は約8,400件になる。平成20年から24年までの過去5年間の国選付添人の選任率は約60%であり、このような数字を参考にすると、国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大することによって、おおむね4,000から5,000件ほどの国選付添人の選任件数が増加することが見込まれる」旨の答弁があった(第186回国会参議院法務委員会議録第9号3頁(平26.4.10)林法務省刑事局長答弁)。

特質を十分理解した者でなければいけないと思う。ただ、急に相当、量が拡大することが予想されるので、その準備はきちっとしておかなければいけないと思う。日本弁護士連合会の話の聞くと、相当、これに向けた研究会や研修が実施されている。また、各単
位会においても同じような活動が行われており、このような取組を通じて付添人の適性
を確保していかなければいけないと思う。今、司法試験の合格者が増えている中で、職
域の拡大も言われており、職域の拡大も当然意識し、それに対応する資質、適性を磨く
努力をしていかなければならないと思う」旨の答弁があった¹⁶。

(2) 検察官関与制度関係

ア 国選付添人制度と検察官関与制度の対象事件の範囲を一致させたことの妥当性

国選付添人制度と検察官関与制度はそれぞれ別の趣旨で設けられた独立した制度であ
るとして、両制度の対象事件の範囲を一致させたことの妥当性が問われた。

これに対し、「検察官関与制度は、審判が裁判官と少年側の者のみに関与する手続で
行われることについて、裁判所と少年が対峙する状況があり得ることや、被害者の側か
ら、少年側の言い分だけが聞かれているのではないかとの不信の念が見られたことなど
を踏まえて、被害者を始めとする国民の信頼を確保するなどの観点から、事実認定手続
の一層の適正化を図るために、検察官及び弁護士付添人の双方が審判に参加する制度と
して平成 12 年改正で導入された。仮に、検察官関与制度の対象ではない事件に国費に
よる弁護士付添人の選任を認めるとすると、少年によりその非行事実の存在が争われて
も検察官関与が不可能となり、そのような事態は、平成 12 年改正の趣旨に沿わないと
言わざるを得ず、被害者を始めとする国民の理解、納得を得られるかが疑問である。し
たがって、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲と検察官関与制度
の対象事件の範囲とは同じとするのが適切であると考えた」旨の答弁があった¹⁷。

イ 検察官が少年審判に関与することによって事実認定手続が適正化されるとする根拠

成人の刑事裁判において検察官の果たすべき役割と少年審判において検察官が果たす
べき役割の相違点とともに、検察官が少年審判に関与することによって事実認定手続が
適正化されるとする根拠が問われた。

¹⁶ 第 186 回国会衆議院法務委員会会議録第 6 号 42 頁（平 26. 3. 25）谷垣法務大臣答弁。なお、元家庭裁判所調査官の岡本潤子参考人は、意見陳述の中で「私は、国選付添人の対象事件の範囲が拡大することだけがよくて、検察官が関与する対象事件の範囲が拡大することはよくないと単純に考えることはできないと思っている。現状では付添人の活動の方向が必ずしも少年の更生を目標としておらず、近視眼的に現時点での収容処遇を逃れ、あるいは保護処分を逃れることに走ることがあるのも事実だからである」旨述べている（第 186 回国会参議院法務委員会会議録第 8 号 3 頁（平 26. 4. 8））。

¹⁷ 第 186 回国会参議院法務委員会会議録第 9 号 14 頁（平 26. 4. 10）林法務省刑事局長答弁。なお、検察官関与制度の対象事件の範囲拡大の理由としては、現行の検察官関与制度において対象となっていない事件の中にも、詐欺、恐喝のように比較的社会的に見て重大な事件であって共犯者が多数存在する複雑な事件や業務上過失致死傷事件などのように過失の認定が難しい事案もあることから、事実認定の手続の一層の適正化を図るために検察官を審判に関与させる必要が認められる事例が存在することが挙げられている（第 186 回国会参議院法務委員会会議録第 9 号 12 頁（平 26. 4. 10）林法務省刑事局長答弁）。

これに対し、「刑事裁判における検察官は、被告人の処罰を求める訴追官あるいは原告官としての役割を担っている。これに対して少年法の場合は、あくまで家庭裁判所の裁判官が、少年審判を行う裁判所が職権主義的な役割を担って行うものであり、職権主義的審問構造と言われているが、少年審判に関与する検察官はあくまで審判協力者として家庭裁判所の手続主宰権に服しながら審判の手続に関与するという違いがある。検察官関与制度は、審判協力者としての検察官の立場を踏まえながら、少年側以外の公益的見地からの視点による証拠の収集、吟味を加えることによって、非行事実の認定上問題がある一定の事件における事実認定手続の一層の適正化を図っていく制度である。具体的には、検察官関与決定があった場合、検察官は、非行事実の認定に資するため必要な範囲で、事件記録及び証拠物の閲覧、謄写をした上で審判手続に立ち会って、少年及び証人等に対する尋問、意見の陳述などを行うことができる。このような検察官の活動を通じて、検察官関与決定があった事件における事実認定手続の一層の適正化が図られると考えている」旨の答弁があった¹⁸。

ウ 検察官関与制度の対象事件の範囲拡大が少年審判の刑事裁判化を招くおそれ

検察官関与制度の対象事件の範囲拡大に対しては、少年審判の刑事裁判化を更に進め、少年法の理念を変容させるとの意見もあるところ¹⁹、法務大臣の所見が問われた。

これに対し、「全体の構造として、予断を排除して、当事者主義的な構造のもとに、当事者の主張、当事者の出す証拠だけで裁判所は判断していくという構造ではない。職権主義的な、そして少年法自体にも、懇切を旨として、和やかにという、少年に対する審判の基本的な姿勢はそこではあるのだと思う。もう一つは、検察官が関与するのは、事実認定を適正化していくところであって、どのように今後の処遇を考えていくか、保護をどのようにしていくかには検察官が関与するわけではない仕組みになっているので、依然として、当事者主義的な構造とは違いがあると考えている」旨の答弁があった²⁰。

エ 検察官関与決定の増加見込み、制度の適正な運用を確保するための取組

検察官関与制度の対象事件の範囲が拡大された場合、検察官関与決定がどの程度増える見込みであるかが問われた。

これに対し、「検察官関与は裁判所の個別判断であるので確たることは答えられないが、これまでの現行法の運用の検察官関与の事件は、経年で見ると、少ない年で9件、多い年で26件である。年ごとの件数もまちまちであるので、一概に今後どのような推移になっていくか答えることは困難であるが、これまでの運用自体が、真に検察官関与が必要な事件に限って検察官関与決定がなされていることを踏まえると、法改正によっ

¹⁸ 第186回国会参議院法務委員会会議録第9号25～26頁（平26.4.10）谷垣法務大臣答弁

¹⁹ 平成26年2月5日、少年法「改正」に反対する弁護士・研究者有志の会は、『少年法「改正」法案に反対する緊急声明』を發表し、「検察官関与対象事件拡大は、少年審判の刑事裁判化をさらに進め、少年法の理念を変容させるものである。また有期刑の長期化は子どもの更生を著しく困難にし、非行予防の効果もない。私たちは、検察官関与拡大と重罰化を内容とする少年法「改正」法案に、強く反対する」としている。

²⁰ 第186回国会衆議院法務委員会会議録第6号19頁（平26.3.25）谷垣法務大臣答弁

て検察官関与事件の数が大幅に増加することはないものと思われる」旨の答弁があった²¹。

また、対象事件の範囲拡大に関連し、少年審判に関与する検察官の素養をいかにして確保するかが問われた。

これに対し、「少年審判手続における検察官は通常の刑事裁判における役割とは異なる。あくまでも裁判所の手続主宰権に服しながらその審判に協力すること。協力する範囲も、非行事実の認定のための審判手続に関与するものであって、要保護性の審理あるいは処分決定手続に関与するものではないこと。検察官が関与することとなった審判においても、少年の健全育成等を目的とする少年法1条や少年審判の方式について懇切を旨として和やかに行うことなどを定めた少年法22条の規定が当然適用されること。すなわち、関与する検察官は、少年審判手続における検察官の役割と限界があることに対する認識といった少年法の趣旨を十分に理解した上で少年審判に出席するべきものとする。まずは、検察官においては、検察官関与手続における検察官の役割、少年法の趣旨を十分に理解、認識させる必要があり、これまでも少年事件を取り扱う検事を対象とする研修において少年事件に関する講義という形で行ってきた。また、少年審判に関与する以上、社会学とか少年の心理等に精通すること、さらに、そういうことを踏まえた幅広い知識を積むことは非常に重要なことであり、検察においては、今回の法改正の趣旨を踏まえて、今後とも研修などを通じて個々の検察官の専門性を向上させるべく努めていくものとする」とする旨の答弁があった²²。

(3) 少年の刑事裁判に関する規定の見直し関係

ア 少年に対する刑の全体の厳罰化に結び付く懸念、改正趣旨の国民への周知徹底

少年の刑事裁判に関する規定を見直すことに対しては、被害者遺族からは「適正化」と捉える意見がある一方、新聞報道等において「厳罰化」と捉える意見があることに関連し²³、少年事件全体に対する厳罰化を意図しているのか、それとも、少年の健全育成という少年法の趣旨は変わらないのかが問われた。

これに対し、「厳罰化を意図しているわけではない。現行の少年法の規定によって少年に対して科すことができる刑の枠の範囲内では適切な科刑ができない事案があると指摘されてきた²⁴。少年に対して科すことができる刑の枠を広げることによって少年に対する適切な科刑を可能とすることを目的としたものであって、少年に対する科刑を一律に引き上げようなどと考えているわけではない。そして、今度の改正は、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ、無期刑の緩和刑の上限の引上げ以外にも、これまでは不定期刑の短期についても処断刑の範囲内で定めなければならないとされていたところ、少年の改善更生の可能性その他の事情に応じ、短期については一定の場合には処断刑の短期の2分の1まで下げることができるようにするとか、これまで不定期刑を

²¹ 第186回国会衆議院法務委員会議録第6号42頁（平26.3.25）林法務省刑事局長答弁

²² 第186回国会参議院法務委員会議録第9号22～23頁（平26.4.10）林法務省刑事局長答弁

²³ 例えば、『東京新聞』（平24.9.21）、『朝日新聞』（平25.1.29）、『読売新聞』（平26.2.8）

²⁴ 不定期刑の問題点を指摘した裁判例として、平成23年2月10日大阪地裁堺支部判決がある。

科すことができなかつた処断刑の軽い罪についても不定期刑を科して短期を定めることができるようにするという内容も含まれている。これらの点は、少年の改善更生その他の特性に応じたよりきめ細やかで適切な科刑を可能とするものだと考えている。改正全体を踏まえると、本改正は少年に対する科刑を一律に引き上げ、いわゆる厳罰化を図るものではなく、むしろ少年法の理念を踏まえてこのような対応をしたと考えている」旨の答弁があった²⁵。

また、法改正の趣旨を国民に正しく理解してもらう必要があるとして、政府の取組が問われ、法成立後の取組として、「法務省においてホームページに掲載する等々、法律の内容を具体的に周知していく、それから公刊物を通じて法改正の趣旨を説明する等々のことは当然のことながら努力していかなければならない、有効な方策を取っていきたいと思っている」旨の答弁があった²⁶。

イ 法改正による少年犯罪の抑止効果、有期刑の長期化によって再犯が増えるおそれ

少年の刑事裁判に関する規定の見直しが少年犯罪の抑止に効果があるのかが問われた。

これに対し、「例えば再犯率が減るとかいうことを直ちに答えることはできないが、行為の実態に応じた科刑をしていくことが、いろいろな意味で犯罪の抑止に役立つことはあるだろうと思う」旨の答弁があった²⁷。

一方で、有期刑の長期化が少年の更生や社会適応を困難にし、再び犯罪者となるおそれが大きいとの意見もあるところ²⁸、法務大臣の所見が問われた。

これに対し、「前提として、少年に対する刑罰についても罪刑の均衡が必要であろうと思う。犯した罪に比べて著しく軽い刑を科すことは、少年の健全育成あるいは社会復帰という点を考慮したとしても相当ではないと思う。今までは無期との間に相当差があったので、その間、今までにはない刑に服する方も出てくる。長期にわたって受刑する者の社会復帰あるいは再犯防止については、結局のところ、刑事施設における教育処遇が大事になってくる、どれだけきちっとしているかということになってくると思う。少年受刑者に対しては、教育的働きかけが行われて社会復帰に資するためのプログラムが用意されるなど、少年の更生のための処遇に今努めている。それに加えて、受刑者が26歳に達した後は少年刑務所から成人の刑務所に移送される。そこで一般の成人の受刑者と同様に、引き続いてその者の問題性に応じた処遇プログラム、職業訓練を実施していく。そのようなことから、長期受刑によって、少年の健全育成、社会復帰が害され

²⁵ 第186回国会参議院法務委員会会議録第9号10頁（平26.4.10）谷垣法務大臣答弁

²⁶ 第186回国会参議院法務委員会会議録第9号15～16頁（平26.4.10）谷垣法務大臣答弁。なお、現在、法務省のホームページでは改正内容等を説明した『少年法の一部を改正する法律に関するQ&A』が公開されている。（<http://www.moj.go.jp/content/000122447.pdf>）

²⁷ 第186回国会衆議院法務委員会会議録第6号14頁（平26.3.25）谷垣法務大臣答弁

²⁸ 例えば、裁判官時代に数多くの少年事件を担当した多田元弁護士は、「16歳の少年が15年服役すれば、社会で暮らした時間と刑務所での時間とほぼ同じになる。心身の成長が著しい時期に社会から隔離されれば、服役後の社会適応が難しくなることは容易に想像できる。再び犯罪者になる恐れは大きいと言える」と述べている（『朝日新聞』（平25.9.6））。

て再犯が増えるという懸念は必ずしも当たらないのではないかと考えている」旨の答弁があった²⁹。

ウ 不定期刑の長期と短期の性格の違い

不定期刑の見直しに関連し、不定期刑の長期と短期の性格の違いが問われた。

これに対し、「刑罰の機能としては、一つに応報がある。それから、一般予防及び特別予防がある³⁰。犯罪からもたらされる行為責任の程度を超えて、予防目的で刑罰を加えることは許されないという刑罰の基本的な考え方があるが、この点は少年に対する不定期刑についても同じである。不定期刑は長期と短期を定めるが、長期については、それが行為責任の程度を超えるものであってはならないので、基本的に行為責任を重視してまず決定されるものだと考える。これに対して、短期は、可塑性に富む少年に対する教育、いわゆる特別予防を重視して決定される。短期を定めることによって、短期を基準に仮釈放を得られる要件が定められ³¹、成人に比べれば比較的早期に仮釈放になることもあるし、短期を経過した場合に一定の要件のもとに刑の執行を終了するという、成人に比べて早期の釈放がなされ得るものとして短期を定めている」旨の答弁があった³²。

エ 不定期刑について処断刑を下回る短期を定めることを認める理由

改正前は不定期刑の短期についても処断刑の範囲内において定めるところ、改正案では、処断刑を下回る短期を定めることが認められているため、その理由が問われた。

これに対し、「少年に対する不定期刑は、長期も短期も、いずれも刑であり、基本的には、処断刑の範囲内において決定されるべきものである。しかし、少年については、その可塑性から、処断刑の下限を下回る期間で更生が可能であり、しかも、行為責任の観点から見ても、そのような期間において刑の執行を終了させることが許容される事案もあり得る。少年に対する刑については、成人に対する刑に比べて、教育という面を重視するので、そのような事案についてまで一律に、処断刑の範囲内において短期を定めなければならないとすることは相当ではないと考え、処断刑を下回って短期を定めることを認めた改正となっている」旨の答弁があった³³。

オ 不定期刑に否定的な意見があることに対する法務大臣の所見

犯罪被害者遺族の中に不定期刑に対して否定的な意見があることから³⁴、不定期刑に

²⁹ 第186回国会参議院法務委員会会議録第9号2～3頁（平26.4.10）谷垣法務大臣答弁

³⁰ 一般予防とは、刑罰を執行すること又は法律に刑罰を規定することによって、社会の一般人の心理に影響を及ぼし、一般人が罪を犯すことを予防することをいう（法令用語研究会『法律用語辞典〔第4版〕』（有斐閣平成24年）32頁参照）。また、特別予防とは、刑罰を具体的に適用することによって受刑者を改善し、その受刑者が再び犯罪に陥ることを予防することをいう（同872頁参照）。

³¹ 不定期刑の言渡しを受けた者については、その刑の短期の3分の1を経過した後、仮釈放をすることができる（少年法第58条第1項第3号）。

³² 第186回国会衆議院法務委員会会議録第6号11頁（平26.3.25）林法務省刑事局長答弁

³³ 第186回国会衆議院法務委員会会議録第6号11頁（平26.3.25）林法務省刑事局長答弁

³⁴ 不定期刑の問題点を指摘した平成23年2月10日大阪地裁堺支部判決の被害者遺族である大久保巖参考人は、「不定期刑は望まないというのが現実である。早く終わるといのは償いにならないという気持ちはある」旨述べている（第186回国会参議院法務委員会会議録第8号14～15頁（平26.4.8））。

に対する法務大臣の所見が問われた。

これに対し、「不定期刑に対して批判的な意見もあることは事実である。一つは、刑の執行が余り早期に終了するのではないかと、終了する可能性があることに疑義があるという、どちらかという被害者側からの意見である。この頃は悪い少年も多く、改善したことを装うのが上手だという批判もないわけではない。早く出過ぎるということだろうと思う。もう一つは、不定期刑の運用³⁵がそれにふさわしいものに必ずしもなっていないのではないかと実務の立場からの批判等々があることは事実である。しかし、少年法が不定期刑を採用した趣旨は、少年は、悪いことにも染まりやすいが、そこから抜け出していくことも大人より容易にできるということがあり、教育による改善更生の効果がより期待できる。処遇の弾力性という点では、不定期刑は捨て難いところがあると思う。この趣旨については、変わるところはなくて、不定期刑はまだまだそのレーゾンドートルがあるのではないか、その存在をいろいろ試してみる必要があるのではないかと考えている」旨の答弁があった³⁶。

（４）少年犯罪の抑止に向けた政府の取組

少年が犯罪に至る手前の社会的な取組が重要であるとして、少年犯罪の抑止に向けた政府の取組が問われた。

これに対し、警察庁からは「警察においては、少年の規範意識の向上と社会とのきずなの強化を図る観点から、問題を抱えた少年等に対して指導、助言を行ったり、少年警察ボランティアや関係機関等と協働し、社会奉仕体験活動への参加促進などを行う少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を推進しているほか、低年齢少年やその保護者を対象とした非行防止（※原文ママ）を開催するなど、非行少年を生まない社会づくりを推進している。少年サポートセンターは、この取組の中心的役割を担っており、例えば、非行を繰り返し、不登校であった中学生が、将来の目標を持ち、在籍する中学校に登校するようになり、希望する専門学校への合格を果たしたなどの成果が見られるなど、着実に成果が現れている。また、少年サポートセンターと保護観察所との連携であるが、常に警察では、サポートセンターを中心に、学校、児童相談所その他の関係機関等と連携を密にするようにしており、保護観察所とも緊密に連携を取りながら少年非行の防止に努めている」旨³⁷、法務省からは「保護観察中あるいは児童福祉施設入所中の少年については、少年審判の結果、保護処分が付されたり、あるいは保護観察官等から現に指導を受けていることから、少年の保護者から支援の求めがある。保護観察所又は児童福祉施設の長との連絡調整の結果、保護観察所長等から協力要請があった場合には立ち直り支援を行っている。今後とも、警察はもとより関係団体と連携を強化して、少年の立ち直り支援に取り組んでいきたいと考えてい

³⁵ 不定期刑の言渡しを受けた者については、その刑の短期の3分の1を経過した後、仮釈放をすることができる（少年法第58条第1項第3号）、不定期刑の短期が経過する前に仮釈放された割合は、『保護統計年報』（法務省）によると、昭和61年は41.1%であったが、平成24年は6.5%となっている。

³⁶ 第186回国会参議院法務委員会会議録第9号16頁（平26.4.10）谷垣法務大臣答弁

³⁷ 第186回国会参議院法務委員会会議録第9号18頁（平26.4.10）辻警察庁生活安全局長答弁

る」旨³⁸、それぞれ答弁があった。

(5) 少年審判傍聴制度に関する改正が行われない理由

被害者等による少年審判傍聴制度の導入等を内容とする少年法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 71 号）附則第 3 項の見直し条項に基づき開催された「平成 20 年改正少年法等に関する意見交換会」において、被害者側から審判傍聴制度の見直しに関する要望が出されていたものの、改正案には審判傍聴制度に関する事項が盛り込まれていないため、その理由が問われた。

これに対し、「法務省において、平成 20 年改正少年法等に関する意見交換会を行い、犯罪被害者の方から、審判傍聴対象事件の範囲を拡大すべきである、モニターにより審判を傍聴できる制度を導入すべきであるというような意見が寄せられた。他方、見直しを行うことに消極、慎重な意見もあった。このような状況を踏まえて検討をしたが、審判傍聴の範囲の拡大については、少年審判は非公開が原則であるところ、現時点で対象事件の範囲を拡大しなければならないような制度上の問題があるとまでは認められない、審判傍聴が許可された事件において実際に少年に影響を与えた事件があったので、慎重な検討が必要である、審判傍聴制度はまだ施行後余り間もなく、現在、制度の定着に向けて関係者が鋭意努力している状況であるので、対象事件の範囲の拡大をするか否かについては、もう少し全体の運営が軌道に乗るのを待ってから議論してもいいのではないかなというようなことであった。また、モニター視聴制度は、少年審判だけではなく裁判の傍聴の在り方全般に関わる問題であり、少年審判だけで議論することは必ずしも適当ではないことから今回の法案には盛り込まなかった」旨の答弁があった³⁹。

(6) 法務省における犯罪被害者救済の取組（被害者に国費で弁護士を付す必要性）

「平成 20 年改正少年法等に関する意見交換会」においては、被害者が広く国費によって弁護士の援助を受けられるようにすることが望ましいとの意見が出されていたところ、法務省における犯罪被害者救済の取組が問われた。

これに対し、「法テラスでは、一定の被害者支援の事業を行っている。それに加えて、少年審判に関して、犯罪被害者が行う意見陳述などの行為について弁護士が支援をする場合には、一定の資力要件などを満たす限りにおいて、日弁連の委託事業により弁護士費用が援助されている。この日弁連の委託事業を今後どのような形に考えるか、例えば国費で賄うのかといった点については、どのような弁護士活動を国費支出の対象とする必要があるのか、それが合理的な国民負担、財政負担と言えるのかといった観点から制度全体として検討を要する問題であり、現在の厳しい財政事情を踏まえると、慎重な検討を必要とするものと考えている。引き続き、被害者の方の声も十分聞きながら、関係機関とも適切に

³⁸ 第 186 回国会参議院法務委員会会議録第 9 号 25 頁（平 26. 4. 10）谷垣法務大臣答弁

³⁹ 第 186 回国会参議院法務委員会会議録第 9 号 16～17 頁（平 26. 4. 10）谷垣法務大臣答弁

連携して必要な被害者支援の取組を行っていきたいと考えている」旨の答弁があった⁴⁰。

5. おわりに

今回の少年法改正のうち少年の刑事裁判に関する規定の見直しに対しては、「少年の健全な育成」を目的に更生に重きを置く少年法の理念を踏まえた慎重な運用を求める新聞の社説が目立った⁴¹。

一方で、平成 25 年 7 月に広島県呉市で女子生徒の遺体が発見された事件では 16 ～ 21 歳の男女 7 人が強盗殺人などの容疑で逮捕され、最近では、26 年 7 月に長崎県佐世保市の高校一年女子生徒を殺害した容疑で同級生の少女が逮捕される事件が発生し、社会に衝撃を与えた。統計上少年による刑法犯の検挙人員は減少しているものの、このような社会的に耳目を集める重大事件の発生や再非行少年率の上昇など少年非行の情勢は依然として厳しい状況にあり、少年非行への対策は政府の重要課題となっている。

刑の引上げによる抑止効果に対しては否定的な意見もあるところであり、政府においては、改正法の施行状況とともに、少年の更生や社会復帰に与える影響について注視する必要がある。あわせて、受刑者に対する矯正プログラムの一層の充実のほか、非行少年を生まない未然防止の取組の強化や出所者等が社会復帰しやすい環境の整備も求められよう。

また、国会では犯罪被害者保護の視点からの質疑が数多くなされたところであり、今回の改正内容には盛り込まれなかったものの、少年審判傍聴制度の見直しや被害者に国費で弁護士を付す制度の創設についても、運用状況等を踏まえた更なる検討が進められることが期待される。

【参考文献】

坂野剛崇「少年非行をめぐる現状と課題」『論究ジュリスト』2014 年/冬号

田宮裕、廣瀬健二編『注釈少年法〔第 3 版〕』（有斐閣 平成 21 年）

『平成 25 年版 犯罪白書』（法務総合研究所）

（ちかざわ まさお）

⁴⁰ 第 186 回国会参議院法務委員会会議録第 9 号 23 頁（平 26. 4. 10）小川法務大臣官房司法法制部長答弁

⁴¹ 「更生の視点をつらぬけ」（『朝日新聞』（平 26. 4. 11））、「更生の理念忘れぬよう」（『東京新聞』（平 26. 4. 15））、「更生が原点」を大切に」（『毎日新聞』（平 26. 4. 18））